

みやざき働きやすい介護事業所認証評価制度実施要綱

（目的）

第1条 みやざき働きやすい介護事業所認証評価制度（以下「認証評価制度」という。）は、職員の人材育成や就労環境等の改善に取り組む介護事業所の取組について、県が基準に基づく評価を行い、一定の水準を満たした事業所に対し認証を付与し「見える化」を図ることにより、働きやすい環境の整備を進め、職員の育成、定着及び新たな人材の参入を促進することを目的とする。

（認証の対象）

第2条 認証の対象は、別表1に掲げるサービスを提供する施設又は事業所（以下「介護事業所」という。）とする。

（認証申請）

第3条 認証を受けようとする者は、別に定める期間内に、みやざき働きやすい介護事業所認証評価制度認証申請書（別記様式第1号）（以下「認証申請書」という。）及びみやざき働きやすい介護事業所認証評価制度誓約書（別記様式第2号）に知事が別に定める書類を添付し、知事に申請するものとする。

（認証審査）

第4条 知事は、前条の規定による認証の申請があったときは、認証申請書及び添付書類について書類審査を行った上で、記載内容に相違がないかを確認するための現地審査を実施するものとする。

- 2 申請者は、前項の規定に基づく現地審査の確認事項について、虚偽等なく回答しなければならない。
- 3 知事は、書類審査及び現地審査の結果を踏まえ、評価委員会に意見を聞くことができる。

（認証）

第5条 知事は、前条の規定による審査の結果、介護事業所が別表2の評価項目及び評価基準を満たすと認めたときは、認証を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定により認証を行うこととしたときはその旨を、基準を満たさないと認めたときはその旨及び理由を、申請者に対して書面により通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により認証した介護事業所（以下「認証事業所」という。）に対し、みやざき働きやすい介護事業所認証評価制度認証書（別記様式第3号）（以下「認証書」という。）を交付するものとする。
- 4 認証の有効期間は、認証した日から3年間とする。

- 5 前項の有効期間は、更新することができる。有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の日の属する月の3カ月前までに、第3条の規定による申請を行うものとする。
- 6 知事は、前項の規定による更新申請があった場合、内容を審査の上、更新を認めるときは、認証事業所に対し、有効期間を更新した認証書を交付するものとする。その際の実効期間は、第4項の規定にかかわらず、既に交付している認証書の有効期間が満了する日の翌日から3年間とする。

（欠格事項）

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、認証をしないものとする。

- （1）過去3年間に法令に抵触し、又は不適正な運営を行った者
- （2）過去5年間に介護保険法に基づく指定効力停止以上の行政処分又は刑事処分を受けた者
- （3）労働基準監督署からの是正勧告に対して、是正報告書を提出していない者
- （4）社会保険料又は税金に未納がある者
- （5）虐待や介護報酬等の不正受給等、不適切な事業運営の疑いがあり、行政等から調査を受けている者
- （6）第12条の規定により認証を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者
- （7）代表者及び役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（認証事業所の公表）

第7条 認証事業所は、宮崎県のホームページ等で公表する。

（ロゴマーク）

第8条 知事は、認証事業所に対し、県が別に定めるロゴマークを交付する。

- 2 認証事業所は、第5条第4項及び第6項に定める認証の有効期間に限りロゴマークを使用することができる。

（変更の届出）

第9条 認証事業所は、次の各号のいずれかに変更があったときは、変更が生じた日から30日以内に、みやざき働きやすい介護事業所認証評価制度変更届出書（別記様式第4号）により、知事に届け出なければならない。

- （1）認証事業所の所在地
- （2）認証事業所の名称

- (3) 別表 1 に規定するサービスの種別
- (4) 認証の要件を満たさなくなったとき。
- (5) その他認定事業所が県へ提供した認定事業所に関する情報

(認証の辞退)

第 10 条 認証事業所は、認証を辞退する場合は、みやざき働きやすい介護事業所認証評価制度認証辞退届出書（様式第 5 号）により、速やかに知事に届けなければならない。

(認証の失効)

第 11 条 認証事業所について、次の各号のいずれかに該当したときは、第 5 条の認証はその効力を失うものとする。

- (1) 認証の有効期間が満了したとき。
- (2) 認証事業所を運営する法人が解散したとき。
- (3) 別表 1 に規定するサービスを廃止したとき。
- (4) 次条の規定により認証を取り消されたとき。

(認証の取消)

第 12 条 知事は、認証事業所が次の各号のいずれかに該当したときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 第 3 条の規定による申請において提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 第 6 条に規定する欠格事項に該当するとき。
- (3) その他知事が必要と認めるとき。

2 知事は、前項各号の規定に該当する疑いがあると認められるときは、認証事業所に対して意見聴取又は現地確認を行うことができる。

3 知事は、認証の取消を決定したときは、認証事業所に対して書面により通知するとともに、その旨を宮崎県のホームページで公表する。

(認証の効力の喪失)

第 13 条 第 10 条、第 11 条及び第 12 条の規定により認証の効力を喪失する場合は、速やかに知事に認証書を返納するとともに、ロゴマークの使用を取りやめなければならない。

(委任)

第 14 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 9 月 5 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

対象介護事業所一覧	
居宅サービス	訪問介護
	（介護予防）訪問入浴介護
	（介護予防）訪問看護
	（介護予防）訪問リハビリテーション
	通所介護
	（介護予防）通所リハビリテーション
	（介護予防）短期入所生活介護
	（介護予防）短期入所療養介護
	（介護予防）特定施設入居者生活介護
	（介護予防）福祉用具貸与
	（介護予防）特定福祉用具販売
	居宅介護支援
施設サービス	介護老人福祉施設
	介護老人保健施設
	介護医療院
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	夜間対応型訪問介護
	地域密着型通所介護
	（介護予防）認知症対応型通所介護

地域密着型サービス	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)
	介護予防支援

別表 2（第 3 条関係）

評価項目				評価基準
1	新規採用者の育成体制	(1)	新規採用者育成計画の策定及び実施	①育成方法や目標が明確な新規採用者育成計画策定
				②計画に沿った研修の実施
		(2)	新規採用者の教育担当者に対する研修等の実施	③教育担当者を配置
				④教育担当者への研修を実施
2	キャリアパスと人材育成	(3)	人材育成計画の策定と研修の実施	⑤人材育成計画の策定・実施
		(4)	研修の実施等	⑥資格取得に対する支援の実施や介護サービスの質を向上させるための人材育成の実施
		(5)	人材育成を目的とした面談や評価の実施	⑦人材育成を目的とした面談・評価を年1回以上実施
		(6)	キャリアパス制度の導入	⑧職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備
		(7)	明確な給与体系の導入	⑨給与体系や昇給する仕組み等を整備
3	労働環境、処遇の改善	(8)	休暇取得・労働時間縮減に関する取組	⑩有給休暇取得や労働時間縮減の取組を実施
				⑪年次有給休暇取得日数の増加又は年10日以上取得
		(9)	仕事と育児や介護等を両立できる取組	⑫学校行事参加のための休暇制度やフレックス勤務制度導入などによる両立支援・多様な働き方の推進
		(10)	健康管理に対する取組の実施	⑬定期健康診断の実施や腰痛を含む心身の健康管理対策への取組

		(11)	業務省力化などで働きやすい職場環境の構築	⑭介護機器導入等、生産性向上のための業務改善の取組を実施
4	介護事業所の運営等	(12)	事業所の運営方針の公表、周知	⑮自社ホームページや公表システムで見える化を実施
		(13)	地域や学校との交流	⑯実習・インターンシップ・ボランティア、地域交流などを実施
		(14)	情報共有・情報発信	⑰職員同士の情報共有や、介護サービス情報等の定期的な情報発信
5	その他	(15)	法令遵守等	⑱関係法令の遵守
		(16)	介護職員等処遇改善加算	⑲介護職員等処遇改善加算の取得
		(17)	離職率の状況	⑳過去3年間の介護職員の離職率が介護労働者の離職率（全国平均）以下